

西武ガスでんきを新規お申し込みで

電気代の基本料金 3ヶ月無料

キャンペーン実施中!

暑い夏をおトクに
乗り切っちゃおう!!

キャンペーン
期間

2020年7月30日(木)~2020年10月26日(月)

キャンペーンの詳細は裏面をチェック! ➡

電気を多めに使う方

電気料金
月平均 約7,000円以上



- 3人以上のご家庭
- 昼間はいつも誰か家にいる
- ペットを飼っている
- 自宅で仕事をしている

東京電力エナジーパートナーの従量電灯Bをご契約中で、
電気を年間4,700kWh (40A) ご利用 (約138,400円) の場合

約9,300円/年おトク*

電気を少なめに使う方

電気料金
月平均 約7,000円未満



- 1人暮らし
- 外出することが多い
- 2人暮らしで共働き
- 節約志向がある

東京電力エナジーパートナーの従量電灯Bをご契約中で、
電気を年間2,000kWh (30A) ご利用 (約55,900円) の場合

約900円/年おトク*

*電気料金は季節に応じて変化するため、家庭用の平均的な月別使用量比率(東京ガス調べ)に従ってそれぞれ年間使用量を各月に割り付けただけで、試算しています。ご利用状況により切り替え前の電気料金より安くない場合があります。※上記の金額にはセット割が含まれています。適用する電気料金メニュー(ずっとも電気1S、1、2、3)に応じて電気料金の割引が適用されます。次の条件をすべて満たすお客さまが対象です。①西武ガスのガスと電気のご使用場所が同じであること。②ガスと電気のご契約者が同じであること。③ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること。適用される割引内容は次のとおりです。「ずっとも電気1、2、3」をご契約の方は「ガス・電気とのセット割」を適用し、電気需給契約ごとに毎月の電気料金の基本料金から275円割引(税込)になります。「ずっとも電気1S」をご契約の方は「ガス・電気セット割(定率)」を適用し、電気需給契約ごとに毎月の電気料金の基本料金および電力量料金の合計額(税込)の0.5%割引(小数点以下切り捨て)になります。

「電気代基本料金3ヶ月無料キャンペーン(2020夏)」要項

■対象条件

2020年7月30日(木)から10月26日(月)まで(当日消印有効)に西武ガスの【ずっと電気1S・1・2・3】を新規でお申し込みいただき(メニュー変更は対象外)、かつ電気の需給開始日が2020年7月1日(水)から2021年4月30日(金)までの方。

■割引内容

需給開始日後に初めて到来する電気計量日から起算して3ヶ月分(他社からの切り替えであり、需給開始日が検針日の場合には需給開始日から起算して3か月分)、対象条件に当てはまる電気の基本料金(※)を無料にします。

※全ての付帯メニューを適用する前の基本料金(小数点以下切捨て)を指します。

*詳細につきましては、下記の付帯メニュー定義書【特別割(2020年度夏版)】をご確認ください。

*期間中または終了後に、同様または類似のキャンペーンを行う可能性があります。

付帯メニュー定義書【特別割(2020年度夏版)】

付帯メニュー定義書【特別割(2020年度夏版)】(以下「本定義書」といいます。)は、西武ガス(以下「当社」といいます。)の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニュー(以下「特別割」といいます。)は、期間限定の「特別割引メニュー」です。

1.実施日

本定義書は、2020年7月30日より適用します。

2.定義

次の言葉は、本定義書において、次の意味で使います。なお、電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使います。

特別割引メニュー：付帯メニューのうち、「特別割引メニュー」として当社が指定したものをいいます。

3.適用条件等

(1)当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「特別割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

①2020年7月30日から2020年10月26日まで(郵送による申し込みの場合、2020年7月30日から2020年10月26日までの消印有効)の間に、新たに当社の電気需給契約の申し込みを当社所定の方法で行うこと(なお、当該期間外に当社の電気需給契約を申し込んだ場合であって、同一の需要場所の電気需給契約を当該期間中に再度当社に申し込みをした場合を除く。)

②電気の需給開始日が2020年7月1日から2021年4月30日であること。

③当社の電気料金メニューのずっと電気1S、ずっと電気1、ずっと電気2、ずっと電気3のいずれかが適用されること。

(2)(1)にかかわらず、電気の供給開始に必要なとなる情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、または本定義書で定めるもの以外の特別割引メニューの適用を受けている場合は、「特別割」を適用できないことがあります。

4.適用期間

「特別割」の割引の適用期間は、以下のとおりとします。

3(適用条件等)に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の需給開始日後に初めて到来する検針日から3か月間。(他社からの切り替えであり、需給開始日が検針日の場合には需給開始日を初回の検針日とする。)

なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

5.割引内容

当社は、3(適用条件等)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、以下の通り電気料金を割引します。

(1)電気需給約款15(電気の使用期間)に定める電気の使用期間(ただし、引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、需給開始直後の使用期間を除く)の初日の翌日が、「特別割」の適用期間に属する場合、原則として、当該使用期間の電気料金の計算に(2)および(3)の割引内容を適用します。

(2)「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と電力量料金(税込)の合計(付帯メニューの適用がある場合は、この「特別割」を除くすべての付帯メニューを適用した後の合計額。)から、「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と同額を割引します。ただし、電気需給約款18(日割計算)(1)にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引額は日割後の基本料金(税込)と同額とします。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

(3)(2)によって計算された合計が負となるときは、その1か月の電気料金は、電気需給約款別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

6.適用廃止

当社は、以下の場合には、「特別割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1)電気の契約を解約する場合

電気需給約款31(お客さまからの電気需給契約の解約)または32(当社からの電気需給契約の解約)による解約日

(2)(1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日

なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7.特別割の定義書の変更および廃止

(1)当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。

(2)当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3)本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

○電気の供給範囲：埼玉県・東京都 ○ご希望の方には詳しい案内資料をお送りします。 ○すでにご使用いただいた電気に関する払い戻し等には応じられません。

【西武ガスでんきの適用条件】西武ガスのご契約者で、ガスと電気の『ご使用場所』・『ご契約名義』・『料金振替口座』がすべて同じであること。

【ご注意】●お申し込みから供給開始までお時間がかかる場合がございます。電気の需給開始日は、需給開始後に書面にてお知らせいたします。●『ガス・電気セット割』を適用される場合、ガス料金と電気料金を合算して請求いたしますが、当月の電気料金が翌月・または翌々月のガス料金に合算されることがございます。

キャンペーンについてのお問い合わせ



お問い合わせは・・・

西武ガス株式会社

〒357-0021 埼玉県飯能市双柳373-15



042-973-2768

【受付時間：9:00～17:00(土・日・祝日を除く)】